

総社市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第35号

総社市都市公園条例の一部を改正する条例

総社市都市公園条例（平成17年総社市条例第195号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料) 第11条 法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。ただし、使用期間が1月に満たない場合の使用料の額は、同表により算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(使用料) 第11条 法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。ただし、使用期間が1月に満たない場合の使用料の額は、同表により算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p>

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。